

マンション管理組合登録制度

区内の分譲マンションの基礎的データや管理状況等の情報を区に登録していただき、マンションの適切な維持管理や改修、建替え等に関する情報提供を行います。

※一部の助成制度では、本制度に登録されていることが要件となります。

対 象	分譲マンションの管理組合
登録内容	マンションの名称、所在地、竣工年月、構造、管理形態、管理員室等の有無、総会・理事会について、点検・修繕状況について、連絡先ほか
登録方法	「マンション管理組合登録届出書」を住宅課窓口へ持参・郵送またはFAXで提出
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

管理状況届出制度

令和2年4月1日から東京都の条例により、6戸以上かつ昭和58年12月31日以前に新築された分譲マンションは、管理状況の届出が義務化されました。届出書は5年ごとに更新が必要です。届出の受理、督促、管理不全の兆候があるマンションへの調査、助言等は、区が行います。

対 象	6戸以上かつ昭和58年12月31年以前に新築された分譲マンション
届出内容	マンションの概要、管理不全を予防するための必須事項、適正な維持管理に関する事項、マンションの社会的機能の向上に資する取組に関する事項、連絡先
届出方法	「マンション管理状況届出書」を住宅課窓口へ持参・郵送で提出 または東京都マンション管理状況届出システムへの電子登録
問合せ先	東京都 マンション課 電話：5320-5004 台東区 住宅課 電話：5246-9028

マンション管理計画認定制度

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして区が認定を行います。認定を取得することで、マンションの市場評価の向上、管理の適正化の推進等の効果が見込まれます。また、認定を受けたマンションを購入する際に、住宅金融支援機構の「フラット35」の金利優遇を受けることなどができます。

対 象	分譲マンションの管理組合
申請方法	<p>下記の手順で申請を行ってください(あらかじめ総会の決議を経ている必要あり)。</p> <p>①「マンション管理組合登録制度」へ登録する。</p> <p>②(公財)マンション管理センターがインターネット上で提供する「管理計画認定手続支援システム」を利用し、マンション管理士が認定基準への適合状況を事前に確認する「事前確認」を行い、「事前確認適合証」を取得する。</p> <p>③管理計画認定手続支援システムより、台東区に対してオンライン申請を行う。</p>
費 用	<p>区への申請手数料 4,100円</p> <p>※事前確認に別途20,000円程度の費用がかかります。</p> <p>※長期修繕計画が2以上ある場合は、別途加算手数料がかかります。</p>
問合せ先	<p>住宅課 電話：5246-9028</p> <p>(公財)マンション管理センター 電話：6261-1274</p>

マンション管理・修繕相談員派遣制度

マンションの日常の維持管理や修繕に関して、専門的知識を有する相談員(マンション管理士、弁護士または一級建築士)をマンションの管理組合等(理事会・勉強会等)に派遣します。

対 象	分譲マンションの管理組合または賃貸マンションの個人所有者
相談内容	<p>管理組合の運営に関すること(総会・理事会・管理規約等)</p> <p>日常生活のトラブルに関すること(騒音・生活マナー等)</p> <p>財務・会計に関すること(修繕積立金・管理費・滞納等) など</p>
派遣回数	同一マンションで年4回まで(1回につき2時間まで)
費 用	無料 ※資料代や会場代等をご負担ください
申込方法	<p>派遣希望日の3週間以上前に「台東区マンション管理・修繕相談員派遣申請書」を住宅課窓口へ提出又は郵送して申請。</p> <p>派遣申請書は区ホームページからダウンロードできます。</p> <p>(右記の二次元コードからアクセスできます)</p>
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028



マンション計画修繕調査費助成制度

区内のマンションが、大規模修繕の実施や長期修繕計画を作成するために、共用部分の建物（配線等電気関係を含む）及び設備（給排水）の調査を実施する際、調査費の一部を助成します。

事前相談のうえ、調査実施前に申請することが必要です。

対 象	分譲マンションの管理組合 賃貸マンションを所有する個人又は法人（社宅、寮及び公的住宅は除く）															
対象費用	共用部分の建物調査費（電気関係を含む）及び給排水調査費															
助成金額	<p>下記の①・②または助成限度額のいずれか少ない額</p> <p>①助成金額＝調査費（消費税を除く）×住宅専用面積／（住宅以外の専用面積＋住宅専用面積）×1/3</p> <p>②助成金額＝調査費（消費税を除く）×住戸数／全戸数×1/3</p> <p>※助成限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>住宅戸数</th> <th>助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物調査</td> <td>50戸以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>51戸～100戸</td> <td>44万円</td> </tr> <tr> <td>101戸以上</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給排水調査</td> <td>100戸以下</td> <td>19万円</td> </tr> <tr> <td>101戸以上</td> <td>29万円</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	住宅戸数	助成限度額	建物調査	50戸以下	30万円	51戸～100戸	44万円	101戸以上	67万円	給排水調査	100戸以下	19万円	101戸以上	29万円
調査項目	住宅戸数	助成限度額														
建物調査	50戸以下	30万円														
	51戸～100戸	44万円														
	101戸以上	67万円														
給排水調査	100戸以下	19万円														
	101戸以上	29万円														
申請方法	<p>下記担当に「マンション計画修繕調査費助成承認申請書」及び必要な添付書類を区に提出。</p> <p>申請書は区ホームページからダウンロードできます。</p> <p>（右記の二次元コードからアクセスできます）</p>															
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028															



◆マンション関連セミナー・相談事業

① マンションセミナー

マンション所有者を対象に、マンションの管理運営に必要な情報、修繕による長寿命化、建替え・敷地売却の進め方、マンション再生の事例紹介、耐震化を進めることのメリットなどをテーマとしたセミナーを動画配信します。

対 象	分譲マンションの所有者または賃貸マンションの所有者
視聴方法	<p>台東区のYoutube公式チャンネルにて配信（1年間）</p> <p>区ホームページに動画へのリンクを貼っていますのでそちらからご覧ください。</p> <p>（右記の二次元コードからアクセスできます）</p>
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028



② マンションよろず相談室（個別相談会）

マンションの日常生活におけるトラブル・管理・維持・修繕についての相談に弁護士または一級建築士が対応します（年6回程度開催）。

対 象	分譲マンションの所有者または賃貸マンションの所有者
定 員	弁護士3組、一級建築士3組（要予約・先着順。1組あたり45分程度）
費 用	無料
申込方法	住宅課窓口または電話による事前申込制。 詳細及び開催予定日は区ホームページをご覧ください。 （右記の二次元コードからアクセスできます） ※申込開始日は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028



③ マンショングループ相談会

A～Cのテーマ別のグループに分かれて相談員に相談し、参加者同士お互いの相談を参考にして意見交換を行います。

対 象	分譲マンションの所有者
内 容	■テーマ別グループ A：マンションの日常生活上のトラブル 相談員：弁護士 B：管理組合運営・管理業務（総会、理事会、管理会社との関係） 相談員：マンション管理士 C：日常の維持管理、大規模修繕、劣化診断（建物調査） 相談員：一級建築士
費 用	無料
申込方法	住宅課窓口・電話・FAXによる事前申込制。 ※詳細及び申込開始日は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028


④ マンション理事長等連絡会

区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が実施する住宅関連施策の情報提供を行うことにより、マンションの適切な維持管理や日常生活上のトラブル、管理組合運営等に関して支援を行います。

対 象	分譲マンションの管理組合の理事長等
費 用	無料
申込方法	<p>■既に登録済のマンションの方 開催の約1ヶ月前に開催通知を郵送します。同封されている「出欠連絡票」をFAX、郵送または住宅課窓口へ持参のいずれかで提出するか、下記問合せ先に電話で申込。</p> <p>■新規に参加を希望されるマンションの方 「台東区マンション理事長等連絡会入会登録申請書」をお渡しますので、まずは住宅課までご連絡ください。</p> <p>※詳細及び申込開始日は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。</p>
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

⑤ たいとうマンション通信（メールマガジン）

マンションセミナーや相談会の開催案内、区のマンション施策等を発信するとともに、マンション管理に役立つ情報を広く提供します。

対 象	分譲マンションの管理組合・所有者または賃貸マンションの所有者
費 用	無料（通信経費はご負担ください）
登録方法	台東区ホームページからご登録ください。 （右記の二次元コードからアクセスできます） 
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

◆東京都の事業

①東京都マンションポータルサイト

分譲マンションの管理組合や区分所有者、マンションの管理等に関わる方々が、マンションの維持管理等を主体的に、また、適切に対応いただけるよう、管理や耐震化、建替えの制度等マンションに関する情報を分かりやすく紹介しています。

対 象	分譲マンションの管理組合または所有者	
主な内容	①耐震化、建替え、改修の助成制度の紹介 ②相談窓口の紹介 ③管理、耐震化、建替えに関する施策の情報発信 ④法律や統計データなどの情報提供 ⑤関係団体に関する情報提供 URL : https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp (右記の二次元コードからアクセスできます)	
問合せ先	東京都 マンション課 電話：5320-5004	

②マンションアドバイザー無料派遣

「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」による「マンション管理状況届出書」を受理された(P.1参照)分譲マンションの管理組合は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」または「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の一部のコースを無料で利用することができます。

対 象	「マンション管理状況届出書」を受理された分譲マンションの管理組合	
条 件	次のいずれかに該当すること ①6戸以上かつ昭和58年12月31日以前に新築されたマンション ②管理不全の兆候があるマンション	
派遣回数	条件①に該当するマンション 1回まで無料 条件②に該当するマンション 5回まで無料	
費 用	無料 ※有料のテキストが必要な場合があります。	
問合せ先	東京都 マンション課 電話：5320-5004 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課 電話：5989-1453	

③ マンション改良工事助成(分譲マンションの修繕への利子補給)

分譲マンションの適正な維持管理の促進を目的として、建物の共用部分の外壁塗装や屋上防水、バリアフリー化など、計画的に完了・修繕する管理組合に対し、(独)住宅金融支援機構と連携した助成(利子補給)を実施しています。

※以下は令和4年度の事業内容です。最新の内容は、毎年4・5月ごろに発表されます。

申込資格	<ul style="list-style-type: none">① 都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合であること。② (独)住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け、かつ(公財)マンション管理センターの債務保証を受けること。③ 融資金の償還方法は元利均等月賦償還であること。④ 本制度による申込みが2回目以上で、いずれかの申込みの交付決定時から10年以上経過しており、当該申込みの交付決定時に管理規約や長期修繕計画等の改善指導を受けている場合は、当該改善指導事項を改善していること。⑤ 旧耐震基準のマンションについては、耐震診断を対象にリフォーム融資を受ける場合を除き、耐震診断を実施していること。ただし、本制度による申込みが2回目以上の場合は、簡易な耐震診断により想定する地振動に対して所有の耐震性を確保していないと判定されたものは対象外。⑥ 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく要届出マンションは管理状況の届出を行っているもの。
受付期間	5月中旬頃～2月中旬頃 ※先着順
申込方法	申込に必要な書類をすべて準備したうえで、下記窓口に来庁または郵送で提出。 来庁の場合は事前に連絡する必要あり。 ■送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課マンション施策調整担当 ■窓口受付場所 都庁第二本庁舎13階中央 住宅政策本部マンション課
問合せ先	東京都住宅政策本部 マンション課 電話：5320-7532